

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成29年6月29日
【会社名】	東北特殊鋼株式会社
【英訳名】	Tohoku Steel Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 桂一郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	仙台市太白区長町七丁目20番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 東京営業所 (東京都中央区日本橋本町二丁目3番4号 江戸ビル) 名古屋営業所 (名古屋市中区錦二丁目15番22号 りそな名古屋ビル)
(注) 東京営業所及び名古屋営業所は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、株主の便宜のため内部統制報告書の写しを備えるものであります。	

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長山口桂一郎は、当社グループ（当社及び連結子会社）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成29年3月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。

評価に当たっては、財務報告に係る内部統制について、当社及び連結子会社を対象として、財務諸表の表示及び開示、企業活動を構成する事業または業務、財務報告の基礎となる取引または事象、並びに主要な業務プロセス等について、財務報告全体に対する金額的及び質的影響の重要性を検討し、財務報告に係る内部統制の評価に関する実施基準に示されている以下の手順及び方法で、合理的な評価の範囲を決定しました。

財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、僅少な事業拠点を除くすべての事業拠点を対象に評価を実施しました。その他の業務プロセスにおける内部統制については、売上高を指標として、前連結会計年度の連結売上高の3分の2に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定し、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価対象としました。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスを評価の対象として追加しております。評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。